

禪祐權律師奉 承覺權律師奉

一運阿闍梨奉 連海權律師奉

詮乘阿闍梨奉 禪俊阿闍梨奉

豪運阿闍梨奉

右依恒例所唱如件。

文和三年十二月廿四日 勸進 貞 澄

正平十年 乙未

文和四年 京都 紀元二〇一五

二月十一日。佐竹義篤、その子義香に、石川郡中林村等の所領を譲る。

【佐竹文書】 四五八

讓與嫡子佐竹左近大夫將監義香所

一、常陸國佐都西郡内太田郷

(中略)

一、越中國下支河村

一、加賀國中林村

右所領等、代々相傳御下知安堵御下文以下狀相副之、嫡

男義香仁永代所令讓與也。更不可有佗妨。但此内庶子

等分、以同筆面々讓之。此又不可成違亂煩。凡於未知

行分者、代々讓公驗分明也。至于新恩地者、悉上方御存

知之間、爲後證書置之、所申與御判也。守此旨可令

知行。仍狀如件。

文和四年二月十一日 右馬權頭源義篤 在判

三月廿六日。能登の士天野遠經、同國に於ける軍忠を具申して吉見民部少輔の證判を求む。

【天野文書】 四五九

天野安藝又七遠經申軍忠事

右爲御退治長伊勢守胤連之二族家人等、今年文和三月十

七日、大將吉見民部少輔殿御發向當國能州能登嶋西方之

間、屬彼御手、同廿日追籠凶徒等金頸城、取向陣、同廿

四日致散々合戰之刻、家子西山平七被疵右膝口畢、然早

賜御證判、爲備後證、恐々言上如件。

文和四年三月廿六日

(吉見民部少輔) 承了 在判

(本文書の吉見民部少輔は、文和二年九月五日の條の修理亮と花押を同じくするが故に同人なり。但しその諱を知り得ざることは前に言へる如し。)

三月。能登の士得田章名、越前に於ける軍忠を具申して吉見氏頼の證判を求む。

【得田文書】 四六〇

能登國得田又五郎章名申軍忠事

右當年文和正月廿日、屬于吉見三河守殿御手、爲桃井播

摩守後攻發向越前國、同國金津庄内押寄溝江城御敵

堀江城三國湊城、同三月四日致合戰責落畢。是等次第、

里見左京亮殿御見知之上者、賜御證判、爲備後證言上如件。

文和四年三月 日 承了 在判

四月十九日。足利尊氏、加賀守護富樫氏春等をして、同國地頭御家人の忠節を賞することを傳

へしむ。

【菊大路文書】 山城 四六一

加賀國地頭御家人等、今度於所々致忠節之條、殊以所感思也。此趣普可相觸之狀如件。

文和四年卯月十九日 (足利尊氏) 在判

富樫 介殿

八幡介三郎殿

五月十日。足利尊氏、加賀の士八幡介三郎に感狀を與ふ。

【菊大路文書】 山城 四六二

凶徒對治畢、致忠節之由富樫介氏春所注申也。尤以神妙也。彌可抽戰功之狀如件。

文和四年五月十日 (足利尊氏) 御判

八幡介三郎殿

(八幡介三郎の住地は明らかならず。能美郡輕海郷八幡又は石川郡河内庄八幡のうちなるべく、河北郡五箇庄にも八幡あれどもそれにはあらざるべし。)